

財計第2336号  
平成14年9月30日

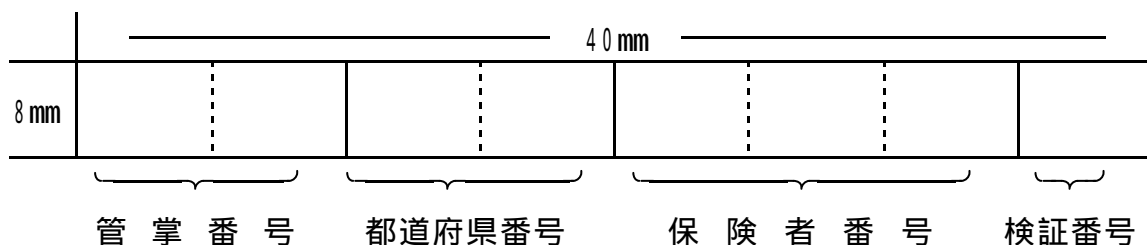
各共済組合代表者 殿

財務大臣 塩川 正十郎

### 高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付等について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第95条の2第1項の規定に基づく高齢受給者証の交付等は、次の1から6まで、施行規則第105条の9第2項の規定に基づく限度額適用・標準負担額減額認定証の交付等は7から9までの事項により実施することとしたから通知する。

1. 高齢受給者証の「発行機関」の「組合（保険者）番号名称及び印」欄に記入する組合（保険者）番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新等について」別表に定める組合のコード番号を記入すること。
2. 上記1により記入することとなるコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。



3. 高齢受給者証の発効年月日は、70歳に達する日の属する月の翌月の初日とする。
4. 有効期限は75歳に達する日の属する月の末日とする。

- 5．高齡受給者証の紙質は色上質特厚口白色地とし、黒刷りするものとする。なお、様式は施行規則別紙様式第15号の3に定めるところによる。
- 6．高齡受給者証の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理等を厳格に行うこと。
- 7．限度額適用・標準負担額減額認定証の発効年月日は申請のあった日の属する月の初日を記載すること。
- 8．有効期限は、発効年月日の属する年の翌年度の7月末日（その認定を行った日の属する月が4月から7月までの場合には、当該認定を行った日の属する年度の7月末日まで）とすること。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 9．限度額適用・標準負担額減額認定証の紙質は、高齡受給者証と同一とし、様式は施行規則別紙様式第21号の3に定めるところによる。